

業務委託仕様書

第1 業務名

子育て家庭応援キャンペーン業務委託

第2 業務の目的

ぎふっこカード及びぎふっこカードプラスの協賛店舗の獲得や、各地域における協賛店舗数の格差解消に取り組むとともに、11月の「秋のこどもまんなか月間」と連携した取組みを県内全域で実施する。

第3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

第4 用語の説明

1 ぎふっこカード

ぎふっこカードとは、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」において、県内の18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に交付されるカードをいう。

2 ぎふっこカードプラス

ぎふっこカードプラス（以下、ぎふっこカードと併せ「ぎふっこカード等」という。）とは、「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」において、県内の18歳未満の子どもが3人以上いる世帯及び3人目の子どもを妊娠中の方がいる世帯に交付されるカードをいう。

3 岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（以下「キャンペーン」という。）とは、県が対象世帯にぎふっこカード等を交付し、当該事業の趣旨に賛同した店舗、施設等（以下「協賛店舗」という。）においてぎふっこカード等を提示すると、各協賛店舗が定める特典の提供を受けることができる、地域全体で子育て家庭を応援していく取組をいう。

4 子育て支援ポータルサイト「ぎふ子育て応援団」

子育て支援ポータルサイト「ぎふ子育て応援団」（以下単に「ポータルサイト」という。）とは、県内の子育て支援に関する情報、子育て世帯に役立つ情報等をワンストップで入手できる子育て支援情報の総合窓口として県が開設しているウェブサイトをいう。

5 こどもまんなか月間

こどもまんなか月間とは、「こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成」を目的として、様々な取組を行うものとしてこども家庭庁が定めた月間をいう。

第5 業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。なお、各業務の具体的な実施方法等については、当該各業務に着手する前に県と協議して決定すること。

1 キャンペーンに関する広報

(1) 概要

地域全体で子育て家庭を応援していく取組みを更に充実させるため、積極的な広報を行い、新たな協賛店舗の獲得やぎふっこカード等の発行数の増加を図る。詳細については、次に掲げるとおりとする。

(2) 期間

原則、通年とする。

(3) 業務の詳細

ア SNS広告の実施

- ・利用するSNSは、X、Facebook、Instagram等とする。
- ・店舗、施設等を対象として、キャンペーン及びその協賛によるメリットを周知することで、新たな協賛店舗を獲得すること。
- ・また既協賛店舗についても、更なる特典を得られるよう努めること。
- ・協賛のメリットとして、ポータルサイトや各種広報媒体に協賛店舗の情報が掲載されることをアピールすること。
- ・原則、通年で行うこととし、県内全域を対象とすること。
- ・毎月末には、SNS広告の効果測定及び分析を行い、速やかに県に報告すること。

イ マス広告

- ・県内全域の子育て世帯を対象として、雑誌やフリーペーパー等を用いて協賛店舗及びポータルサイトの紹介記事を掲載することで、子育て世帯による協賛店舗及びポータルサイトの利用を促進すること。
- ・協賛店舗の紹介は、情報の受け手が県内いずれの圏域に在住していたとしても有用な内容とすること。
- ・協賛店舗の紹介は、3か月に一度を目安として、計3回以上行うこと。
- ・マス広告を実施した場合は、その都度県に報告すること。

ウ 問い合わせへの対応

- ・上記ア及びイに対する店舗、施設等からの問い合わせに対応出来るよう、電話及びFAX回線の設置、メールアドレスやQRコードの掲載等を行うこと。

2 「秋のこどもまんなか月間」における特別企画の実施

「秋のこどもまんなか月間」(11月)において、キャンペーンと連動した特別企画を実施するための企画を立案し、関係各所との調整を行うこと。詳細については、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別企画の概要

特別企画に参加する店舗、施設等(以下、「参加店舗等」という。)は、「秋のこどもまんなか月間」において、特別なサービスを提供する。また、参加店舗等は、当該特別企画の周知に協力する。

(2) 期間

原則、令和7年11月1日(土)から11月30日(日)の間

(3) 業務スケジュール

7月～8月	特設サイトの開設 秋のこどもまんなか月間に関する広報（店舗、施設向け） 参加店舗等の募集
9月～10月	秋のこどもまんなか月間に関する広報（子育て世帯向け）
11月	特別企画の実施
12月	アンケートの集計（対象：子育て世帯・協賛店舗）

(4) 業務の詳細

ア 特設サイトの開設

特別企画に関する特設サイトを開設し、運営すること。なお、当該特設サイトは、次に掲げる機能・コンテンツを備えなければならない。

- ・特別企画に係る概要の説明
- ・応募用フォーム（参加店舗用）
- ・参加店舗等情報の掲載
- ・上記のほか、必要と思われる機能やコンテンツの追加

イ 参加店舗等の募集

- ・参加店舗等の募集は、各種広報媒体を活用することとし、協賛店舗等以外も対象として幅広く行うこと。
- ・参加のメリットとして、ポータルサイトや各種広報媒体に参加店舗等の情報が掲載されることをアピールすること。
- ・県内全域で企画が実施出来るよう、岐阜圏域では10以上、その他の圏域では5以上の参加店舗等の獲得に努めること（チェーン店可。ただし、同一圏域内に複数店舗がある場合は、1店舗と扱う）。
- ・県民の認知度が高いと思われる店舗や施設に対し、参加してもらえるよう積極的に働きかけること。なお、必要に応じて県と連携して実施することは差し支えない。
- ・募集期間中は、週1回を目安として参加申込のあった参加店舗等の情報を一覧にまとめ、県に提出すること。

ウ 子育て世帯向けの広報

- ・基本的には、上記第5の1（1）と同様の手法で広報を行うこと。
- ・特別企画開始までに、岐阜新聞及び中日新聞において効果的な広報を行うとともに、以下の広報用データを作成し、指定する期日までに県に納品すること。

サイズ	A4判
印刷面	両面印刷
色数	4色刷りカラー

①本データは、県及び市町村等が開催する子育て家庭向けイベントや子育て支援事業窓口等で使用するものである。

②本データの内容は以下のとおりとすること。

【特別企画の周知】

「秋のこどもまんなか月間」において、キャンペーンと連動した子育て世帯を応援する企画であることをわかりやすく伝えること。

【参加店舗等と連携した子育て世帯応援の雰囲気醸成】

参加店舗等による特別なサービスの提供をPRするとともに、特設サイトやポータルサイトと連動して、子育て世帯による利用を促進すること。

- ③デザインは、2案以上作成すること。
- ④広報物の趣旨に鑑み、ふりがなを振る、難しい表現を使用しない等、幅広い年齢に対応する記載内容とすること。
- ⑤校正は、文字及び色校正を2回以上行うものとする。ただし、各校正が県の指示を反映していない場合は、当該校正は前記回数に含めないものとする。
- ⑥掲載内容、レイアウト及びデザインについては、県と協議を行った上で、最終決定とすること。

エ 問い合わせへの対応

- ・上記ア～ウに対する店舗、施設等からの問い合わせに対応出来るよう、電話及びFAX回線の設置、メールアドレスやQRコードの掲載等を行うこと。

オ アンケートの実施

- ・特別企画の実施期間中及び終了後、子育て世帯及び参加店舗等に対してアンケートを行うこと。アンケート項目については、事前に県と協議を行うこと。
- ・効果的にリサーチすることが可能な実施方法を県に提案し、承認を得ること。
- ・集計結果は、12月末までに県に提出すること。

第6 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、業務実施体制表及び全体スケジュールを作成し、県の承認を得ること。

第7 実績報告書等の提出

1 委託業務完了届

受託者は、委託業務完了後速やかに標記書類を提出すること。

2 実績報告書

受託者は、委託業務完了後速やかに業務報告書（業務実施結果及びその評価、分析等を記載した書類をいう。）を提出すること。

第8 契約条件

1 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、関係する法令及び要綱等を遵守すること。

2 支払条件等

県は、委託業務完了後、業務委託料を支払うものとする。なお、この場合における支払額は、業務報告書等の検査を経て確定した金額とする。

3 関係書類等の管理・保存

受託者が本業務を行うに当たって作成し、又は受領した文書等は、岐阜県公文書規程（昭和44年訓令甲第1号）に準じて適正に管理・保存を行い、本業務完了時においては、県の指示に従い保管し、又は県に引き渡すこと。また、当該文書等は、委託業務終了後5年間は受託者において保管すること。

4 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ県が承認した場合は、この限りでない。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 個人情報保護

受託者は、本業務において個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。）を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。

7 著作物の利用

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱うこととする。

8 守秘義務

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、及び自己の利益のために使用し、並びに本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本業務終了後においても同様とする。
- ・受託者の責めに帰すべき情報の漏えいが発生した場合は、そのことによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
- ・受託者の使用人が異動、退職等により本業務を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。
- ・本業務の再（々）委託先についても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

9 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、若しくは事務所等に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をする場合がある。このことは、本業務終了後においても同様とし、このことにより受託者に発生する経費は、受託者の負担とする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は契約を解除することができるものとし、この場合において県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は、次期受託者が円滑に、かつ、支障なく本業務を実施できるよう引継ぎを行わなければならない。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害等の不可抗力その他の県及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について両方で協議を行い、一定の期間内に協議が整わないときは、事前に書面で通知することにより、それぞれが契約を解除することができるものとする。

12 その他

本仕様書に明示のない、又は業務上疑義の生じた事項については、両者協議の上、業務を実施するものとする。